

お客さま各位

特殊詐欺の被害を防止するための対策について


～ キャッシュカードによるお取引の一部利用規制 ～

日頃より当金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

キャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客さまを、還付金や年金の未払い金などの受け取り手続のためと偽ってATMに行くよう言葉巧みに誘導し、意識させないうちに振込させて、ご預金をだまし取る“**還付金詐欺**”、銀行協会の職員等を装い、キャッシュカードの再発行や切り替えが必要だと危機感をあおってカードをだまし取り、暗証番号を聞き出して現金を引き出す手口の“**カード詐取**”による被害が急増しています。

近年、こうした振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が多発しているところ、当金庫では、少しでも被害を少なくするための対応として、次の通りキャッシュカード等によるATMでのお取引を一部制限させていただくことといたしました。

ご不便をお掛けすることもございますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2024年3月15日
 瀧野川信用金庫

1. 被害防止対策の内容

❗「お金を受け取る手続きをするためATMに行つて」は詐欺です。

ご年配の方を狙った“還付金詐欺”の未然防止のために、最近、振り込みでキャッシュカード等のご利用がない70歳以上のお客さまは、ATMではカードで引き出しての振込を中止させていただきます。

❗**キャッシュカードをお預かりしたり暗証番号をお聞きしたりすることはありません。**

ご年配の方へ「カードが犯罪に利用されています」と電話があり、その後に警察や銀行協会、金融庁や金融機関職員等を装った者の訪問を受けて「カードの利用停止（変更）のためカードをお預かりします。暗証番号を教えてください。」とカードをだまし取られ現金を引き出されてしまう“カード詐取”の被害を最小限に留めるため、70歳以上のお客さまがカードで一日にご利用になれる金額を、一律10万円（他行庫ATMでは3万円）と致します。

※詳しい規制条件や解除の手続きは裏面をご覧ください。

2. 規制条件

- (1) 以下のお客さまにつきましては、キャッシュカードによるお振り込みができなくなります。
- ・ 70歳以上で、かつ
 - ・ 過去3年以上キャッシュカードによる当金庫でのお振り込みのご利用がないお客さま
- ◇ 2017年2月22日より実施しています。
- (2) 以下のお客さまにつきましては、キャッシュカードによる一日のご利用金額を磁気ストライプ利用/I Cチップ利用共10万円までとさせていただきます。
- ・ 70歳以上で、かつ
 - ・ 過去3年以上キャッシュカードのご利用がないお客さま
- ◇ 2017年12月1日より実施しています。
- (3) 以下のお客さまにつきましては、当金庫以外の金融機関のATMおよびコンビニのATMでのキャッシュカードによる一日のご利用金額を磁気ストライプ利用/I Cチップ利用共3万円までとさせていただきます。
- ・ 70歳以上で、かつ
 - ・ 過去1年以上、他行庫ATMでキャッシュカードのご利用がないお客さま
- ◇ 2024年3月15日(金)より順次実施いたします。

3. 制限の解除について

対象となるお客さまが制限の解除をご希望の場合、平日の営業時間内（午前9時から午後3時）にお取引店までご来店いただき、キャッシュカードとご本人さまを確認できる書類をご提示の上で、窓口にてお申出ください。

ご事情を伺ったうえでご本人さまからのお申出であることを確認し、解除の手続きをいたします。

<上記についてのお問い合わせ>

お取引店窓口

または

瀧野川信用金庫 事務管理部（顧客サポート担当）

0120-86-3500 受付時間：午前9時から午後5時（当金庫営業日）